

日本放射光学会細則

1988年4月1日制定	2007年1月12日改定	2017年10月7日改定
1989年4月6日改定	(2007年10月1日施行)	2021年7月10日改定
1994年3月26日改定	2012年1月7日改定	2021年10月30日改定
1995年1月11日改定	2013年1月13日改定	2022年1月6日改定
2006年1月7日改定	2017年1月7日改定	2024年4月6日改定

第1章 正会員、特別賛助会員、賛助会員、シニア会員および購読会員

- 第1条 本会に、正会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、評議員会に提出すること。また、学生はその身分を証明する書類を添付すること。学生としての身分を失ったときは、直ちに本会に届け出ること。正会員は、本会に届け出て休会することができる。会員の休会時の取り扱いについては、評議員会で定める。
- 第2条 本会に、特別賛助会員および賛助会員として入会を希望する者または団体は、所定の入会申込書に必要事項を記入して評議員会に提出すること。
- 第3条 シニア会員は、65歳以上で継続して20年以上会員として尽力した者とし、シニア会員籍を希望する者は事務局に申し出ること。
- 第4条 本会に、購読会員として入会を希望する者または団体は、所定の申込書に必要事項を記入して事務局に提出すること。

第2章 会長および評議員

- 第5条 定款第17条および第18条に定める会長および評議員の選出は次の方法による。
1. 評議員会は、会長任期2年目の6月15日以前に、全正会員に正会員の中から次期会長候補者の推薦を求め、その中から上位3位以内に推薦された者に予め受諾の意志を確認した上で次期会長候補者とする。ただし候補者は原則3名とし、辞退者が出て3名を下回った場合は順位を繰り上げて上位3名を候補者とする。推薦順位末位が同数過多の場合、正会員在籍期間の長い被推薦者を上位として3名の候補者を確定する。ただし、正会員在籍期間も同じ場合は3名を超えても候補者とする。
 2. 評議員会は、次期会長候補者全員の氏名・所属を全正会員に通知して会長任期2年目の7月31日以前に投票を求める。次期会長は、その投票結果に従い決定される。ただし、票数が同じ場合は、評議員会で決選投票を行う。会長候補者が評議員の場合、決選投票の選挙権はないものとする。

評議員会での決選投票も同数の場合、現会長が決定する。

3. 評議員会は、毎年6月15日以前に、全正会員に正会員の中から次期評議員候補の推薦を求め、3名以上によって推薦された者を次期評議員候補者とする。
4. 評議員会は、次期評議員候補者全員の氏名・所属を全会員に通知して毎年7月31日以前に投票を求める。その投票結果に従い上位15名が次期評議員に決定される。ただし、票数が同じ場合は、評議員会が決定する。
5. 評議員の任期中に欠員があった場合は、当該評議員が選出された評議員選挙の次点を繰り上げる。

第3章 評議員会

第6条 会長は、評議員会開催の日時、場所および議題を開催の2週間前に評議員に通知しなければならない。評議員会は現有評議員の過半数の出席をもって成立する。

第7条 評議員会の議事は出席評議員の過半数で決め、可否同数のときは議長が決める。

第4章 常置委員会

第8条 本会に、編集委員会、行事委員会、学術賞等選考委員会、渉外委員会および広報委員会を置くことができる。これらの常置委員会を設置する場合は、それぞれ別に定める規定に従って運営される。

第5章 学術的会合

第9条 年会では、会員の研究報告、およびそれらに関する討論、並びに各施設の現状・将来計画等の報告を行う。年会、講演会、講習会等では、本会の依頼した講演、講習等を行うことができる。

第10条 年会は、年1回開催する。講演会、講習会等は必要に応じて開く。それらの期日、開催地等は、評議員会の議を経て決定し、全会員に予告しなければならない。

第6章 刊行物

第11条 本会は、学会誌を年4回以上発行する。

第12条 学会誌の内容は投稿規定による。